NS規制物質リスト(車載版) の管理・運用

~お取引先様へのお願い事項~

(運用開始:2011年1月1日)

2010年12月28日 日本精機(株) 技術管理部



INDEX

- ▶目的と背景
- ▶収載されるべき化学物質規制情報について
- ▶【運用1】要求規制の図面指示
- ▶【運用2】日本精機㈱からの情報提供

目的と背景

世界的な環境意識の高まりにより、製造物に含有される化学物質に対する法的規制が強化されているのは周知の事実であり、成型品や調剤を製造するメーカーはその用途や仕向地により、該当する各種規制を満足していなければなりません。

そこで、日本精機はこれらを遵守すべく、当初NSグリーン調達ガイドラインの中でGADSL (Global Automotive Declarable Substance List)を規制物質リストとして定めました。

一方、法的規制以外にも業界及び顧客が独自に化学物質規制を要求している場合も多く、それら独自規制にも対応すべく、この度NS規制物質リストとして定めました。

※ 上記よりNS規制物質リストはGADSLをベースとし、これに国内及び各国の環境規制や 顧客要求規制を集約する形で掲載しています。 NS規制物質リストの見方については、リスト内の「利用指針」を参照下さい。



収載されるべき化学物質規制情報について

NS規制物質リストは、国内外で規制される環境関連法規と顧客要求 規制とを集約し、弊社が遵守すべき化学物質規制として位置付けます。

日本国内法・・・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) PRTR法 労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法

海外規制 - - - RoHS指令(2002/95/EC: Restriction of Hazardous Substances)

ELV指令(2000/53/EC: End-of Life Vehicles)

REACH規則 (No.1907/2006: Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

ウィーン条約(モントリオール議定書)

ストックホルム条約

ロッテルダム条約 等

顧客要求··· GADSL (Global Automotive Declarable Substance List) 各顧客が制定する設計基準・グリーン調達基準等



【運用1】要求規制の図面指示

日本精機(株)の設計部門はGADSLでカバー出来ない規制を要求する場合、 NS規制物質リストに掲載する規制パターン(A~D)から適当な区分を選択の 上、以下注記を用いて図面指示します。

- ※今後民生事業分野も含めた規制パターンの追加を予定しております。それまでの 間は民生事業分野から本リスト以外の規制を要求する場合もございます。
- ■従 来: 「"NSグリーン調達ガイドライン"に準拠のこと」 ・・・GADSLの規制のみを要求
- ■今 後:
 - (例)「"NSグリーン調達ガイドライン"並びに "NS規制物質リスト"中の"規制パターンA "に準拠のこと。 加えて"NHマーク"基準を満足すること。」
- (注)電子部品など汎用性の高い部品へのNS規制物質リストでの規制要求 については、汎用性の妨げになりかねないことから除外します。 但し使用に際しては日本精機㈱の設計部門が都度顧客要求規制との 適合を確認します。



【運用2】日本精機㈱からの規制情報と遵守

日本精機㈱の技術管理部が、NS規制物質リスト初版発行と改訂の 各段階で、最新版を適宜ご案内致します。

(情報提供手段)

日本精機(株のホームページに最新版を掲示致します。 改訂が入った場合はその都度E-Mail等によりお取引 先様へご案内致します。

⇒お取引先様は日本精機㈱の設計部門から図面指示された規制に 準拠した部品・材料を納入して下さい。

特に日本精機㈱にとって新規材料若しくは構成材料が不明な購入品 である場合、エビデンスとしてNSグリーン調達ガイドラインに則った 資料(JAMAシート他)の提出をお願いさせていただきますので、 遵守を証明いただけるようお願い致します。

また本リスト運用前の部品につきましても必要に応じて設計部門から 確認をさせていただく場合がございます。

